相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市中央町三番地二三、最後の住所熊本市錦ヶ丘一二番二号　被相続人　亡　新村　保彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二日

熊本市池田三丁目一三番四八号　相続財産管理人　内原　中

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南さつま市坊津町坊六一四四番地、最後の住所鹿児島県枕崎市寿町二六三番地　被相続人　亡　宮田　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二日

事務所鹿児島県南九州市知覧町郡五〇三一番地二　相続財産管理人　森　重知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市知覧町塩屋二四七九一番地、最後の住所鹿児島県南九州市知覧町塩屋二四八〇三番地　被相続人　亡　菊永　チヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年七月二日

事務所鹿児島県南九州市知覧町郡五〇三一番地二　相続財産管理人　森　重知

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年七月二日

一、墳墓等の名称　住崎霊園墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県西尾市住崎町郷中一三五番地　住崎霊園管理組合　組合長　小瀧　善樹

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年七月二日

一、墳墓等の名称　住崎霊園墓地

一、墳墓等所在地　愛知県西尾市住崎町郷中一一五番地一

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県西尾市住崎町郷中一三五番地　住崎霊園管理組合　組合長　小瀧　善樹

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年七月二日

一、墳墓等の名称　川俣墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪府東大阪市川俣本町一三番一九号　川俣墓地管理委員会　会長　榊井　季男

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。

当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を東京都知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十二年七月二日

東京都港区芝五丁目一番九号　新生飼料株式会社

代表取締役　深谷　宣仁

営業保証金額　金五万円

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

(二)　登録番号　東京都知事登録旅行業第三―六一〇七号

(三)　商号　株式会社ポピーツアーセンター

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社ポピーツアーセンター　東京都大田区北千束一丁目五三番八号　代表取締役　瀬川　雅人

(五)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都大田区北千束一丁目五三番八号

(六)　旅行業登録年月日　平成二十年十月二十八日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十二年六月十六日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十二年七月二日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年7月2日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社錦町商会　②東京都知事(4)72381　③代表取締役　薄井力　④東京都千代田区九段南4丁目7番15号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区九段南4丁目7番15号　株式会社錦町商会　代表取締役　菅野道博

①中央商事株式会社　②兵庫県知事(1)451153　③代表取締役　井上美智恵　④兵庫県姫路市飾磨区細江112番地　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県姫路市飾磨区細江112番地　中央商事株式会社　代表取締役　井上美智恵

①カキノキ不動産　②香川県知事(2)3792　③柿木喬　④香川県高松市木太町2886―4　⑤利付国庫債券1000万円　⑥香川県知事　⑦香川県高松市木太町2994―23　松岡定幸